

# 第 26 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 4 年 7 月 25 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 305 会 議 室							
開 議 時 刻	16 時 00 分							
閉議時刻	17 時 05 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠席		9	町 田 実	出○席 欠席	
	2	島 田 勇	出○席 欠席		10	藤 間 光 治	出○席 欠席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席		11	中 村 賢 一	出○席 欠席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席		12	新 井 健 一	出○席 欠席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席		13	太 田 浩	出○席 欠席	
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席					
8	宮 崎 薫	出○席 欠席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田栄	出○席 欠席
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③	福嶋正一	出席 欠○席	⑬	秋山玉江	出○席 欠席
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭	小川勢津雄	出○席 欠席
	⑤	吉田隆	出席 欠○席	⑮	梶田佳克	出席 欠○席
	⑥	野中實	出○席 欠席	⑯	茂木忠	出席 欠○席
	⑦	赤羽修一	出○席 欠席	⑰	小河原達矢	出○席 欠席
	⑧	永沼勝美	出○席 欠席	⑱	伊藤政一	出○席 欠席
	⑨	蓮豊	出○席 欠席	⑲	山口裕久	出○席 欠席
	⑩	高沢宗春	出○席 欠席	⑳	松崎誠	出○席 欠席
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	赤城太郎

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p> <p>議長</p>	<p>開会宣告（16：00） あいさつ 農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行） 議事録署名人の選出についてですが、伊東委員、寺田委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。 はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、2件となっております。 進行番号1でございますが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、埼玉〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字愛宕通〇〇〇〇番、地目：田、816㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。埼玉県行田浄水場の南に位置する埼玉地内の農振農用地でございます。 次に進行番号2でございますが、訂正がございます。譲受人 〇〇〇 〇さんの住所が荒木〇〇〇〇番地となっておりますが、正しくは荒木〇〇番地〇でございます。 お手数ですが、訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。 それでは説明を続けさせていただきます。荒木〇〇番地〇 〇〇〇 〇さんが、荒木〇〇番地〇 〇〇 〇さんが所有する荒木字六本木〇〇番〇、地目：畑、165㎡ 外5筆、計1,895㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。星川の北に位置する荒木地内の農振農用地でございます。 以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。 以上、説明とさせていただきます。 事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
--	---	--

<p>『議案第2号』 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書に対する審議について</p>	議長	<p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。</p>
	事務局次長	<p>次に『議案第2号』農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p>
	議長	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の1ページをお願いいたします。議案第2号は1件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、東京都千代田区内幸町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役 〇〇 〇〇さんが、持田〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん外1名が所有する持田字東谷〇〇〇番〇、地目：田、660㎡ 外1筆、計751㎡について、令和3年11月15日付けで送電線路建替工事用地として一時転用の許可を取得しておりますが、その許可内容のうち、工事期間及び所要面積の変更をしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、持田地内から下忍地内を通っている特別高圧架空送電線路「行田線」が建設されてから50年以上が経過し、設備の老朽化が目立つことから、鉄塔の建替工事を前期・後期の2回に分けて計画し、現在は前期工事を行っております。なぜ、工事を2回に分けたかといいますと、この鉄塔の次の鉄塔が水道庁舎のところにありますが、その場所について関係行政機関との調整に時間を要することが想定されていたために2回に分ける計画をしておりました。しかし、調整が予定よりも早く完了する目途が立ったことから、後期の工事を前倒しし、前期工事から継続して工事を行うために期間の延長をするものでございます。転用期間は、4ヵ月から18ヵ月になりますが、一時転用期間の上限である3年以内であり、工事期間中の一時的な使用であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>また、面積の変更については、位置図の3ページをご覧ください。前回の許可では筆全体の面積としておりましたが、今回は実際使用している部分の面積としたための変更でございます。場所につきましては、国道17号バイパスの下り線沿い、社会医療法人壮幸会の北に位置する持田地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願い</p>

<p>『議案第 3 号』 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>たします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第 2 号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 2 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 3 号』農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の 1 ページをお願いいたします。議案第 3 号は、3 件となっております。</p> <p>進行番号 1 でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、自己所有の埼玉字百塚通〇〇〇〇番〇、地目：畑、3 3 9 m<sup>2</sup>について、住宅 1 棟、7 9. 4 9 m<sup>2</sup>を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、申請地の隣接している実家で妻子及び母親・弟の 5 人で生活しておりますが、何かと手狭になってきたことから自己用住宅の建築を計画したものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 4 ページをご覧ください。埼玉交差点の北に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号 2 でございますが、桜町〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇さんが、自己所有の北河原字中野〇〇〇〇番〇、地目：畑、4 7 7 m<sup>2</sup>について、住宅 1 棟、1 3 4. 1 5 m<sup>2</sup>を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、市内の借家で生活しておりますが、結婚を機に自己用住宅の建築を計画したものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 5 ページをご覧ください。県道羽生妻沼線の南に位置する北河原地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号 3 でございますが、斎条〇〇〇〇番地 酒井 孝夫さんが、自己所有の斎条字北反戸〇〇〇〇番〇、地目：畑、9 7 m<sup>2</sup>について、住宅 1 棟、1 2 0. 9 0 m<sup>2</sup>を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。なお、こちらの案件は、議案第 4 号の進行番号 1 と同一案件となっております。</p>
---	----------------------------------	--

<p>『議案第4号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>宮崎委員  議長  議長  議長  事務局次長</p>	<p>申請人は、現在、申請地で生活しておりますが、住宅の老朽化により建て替えを計画したところ、建物の一部が農地上にあることが判明いたしました。申請地は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。行田市消防署北分署の南東に位置する斎条地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、議案第4号進行番号1の〇〇〇番〇の面積も合わせた合計面積は665.73㎡になる予定でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る7月20日、現地調査をしていただいておりますので、宮崎委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る7月20日、私と町田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明及び宮崎委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第4号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。議案第4号は、7件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、先ほどの議案第3号の進行番号3と同一案件で、斎条〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、谷郷〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇さん外2名が共有している斎条字北反戸〇〇〇〇番〇、地目：畑、163㎡について、贈与により住宅1棟、120.90㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p>
---	--	---

先ほどは自己所有地でありましたが、本件は亡くなった兄の家族が所有している土地であり、住宅の建て替えの話をしたところ、譲ってもらえることになったため、申請に至ったものでございます。申請地は、先ほどと同様に昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。行田市消防署北分署の南東に位置する齋条地内の集落内農地でございます。

次に進行番号2でございますが、鴻巣市郷地〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん外1名が、埼玉〇〇〇〇番地〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字富士山通〇〇〇〇番〇、地目：畑、461㎡について、売買により住宅1棟、106.51㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものです。

申請人は、現在、鴻巣市内の持家で家族と共に生活しておりますが、県道行田蓮田線の整備事業により土地が収用されることになったため、移転先を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。埼玉古墳群二子山古墳の東に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号3でございますが、荒木〇〇〇〇番地 〇棟〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、本庄市〇〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇〇番〇、地目：畑、300㎡について、売買により住宅1棟、55.89㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い、手狭で不便を感じるようになってきたことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。SEIオプティフロンティア株式会社埼玉事業所の北に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号4でございますが、鴻巣市北新宿〇〇〇〇番地〇-〇号 〇〇 〇〇さんが、堤根〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する堤根字代官田通〇〇〇〇番〇、地目：田、61㎡ 外1筆、計449㎡について、売買により住宅1棟、104.34㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、鴻巣市内の借家に夫婦で生活しておりますが、子供が産まれるのを機に住宅の建築を計

画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。武蔵水路の東に位置する堤根地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号5でございますが、中央〇番〇号ー〇〇〇号 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、佐間〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇さんが所有する持田字越後島〇〇〇番〇、地目：田、498㎡ 外1筆、計996㎡について、売買により店舗1棟、145.74㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、行田市内で美容室及びカフェ事業をしておりますが、ここ数年で固定客が付き、売り上げも伸びていることから事業の拡張を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。カインズモールの西に位置する持田地内の集落内農地でございます。

次に進行番号6でございますが、野〇〇〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、野〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する野字谷端〇〇〇〇番〇、地目：畑、175㎡ 外2筆、計644㎡について、売買により資材置場の敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は申請地の隣接地に事務所を置き、建設業を営んでおりますが、現在借りている資材置場の近隣に、最近住宅が出来たことにより騒音やホコリなどの苦情が寄せられるようになりました。作業時間帯の順守や騒音・粉塵防止対策をして作業を行うなど配慮をしてきましたが解決が出来ないため、この度移転することを計画し、自宅や親族の住宅以外に住宅が接していない本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。国道17号バイパスの東に位置する野地内の集落内農地でございます。

次に進行番号7でございますが、大阪府中央区道修町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、野〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん外2名がそれぞれ所有する野字中道〇〇〇番、地目：畑、638㎡ 外4筆、計2,934㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探し



<p>『議案第 5 号』  相続税の納税猶予制度の適用を受けるための証明願いについて</p>	<p>町田委員   議長   中村委員  事務局次長  議長   議長   議長   主任</p>	<p>ていたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計 5 0 4 枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の 49.5kw を 3 箇所接続、年間発電量が 3 0 万 5 1 6 kwh で、設備の周囲を高さ 1. 2 m のフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 1 2 ページをご覧ください。野文化センターの南に位置する野地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第 4 号の説明を終わりますが、去る 7 月 2 0 日、現地調査をしていただいておりますので、町田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る 7 月 2 0 日、私と宮崎委員並びに事務局職員 2 名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第 4 号についての説明及び町田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>進行番号 7 の太陽光は低圧を 3 つということですが、F I T を使うのですか。</p> <p>使いません。非 F I T です。</p> <p>他にございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>他にご意見、ご質問がないようですので議案第 4 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 4 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 5 号』相続税の納税猶予制度の適用を受けるための証明願いについて、を議題といたします。事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案書 3 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 5 号「相続税の納税猶予制度の適用を受けるための証明願いについて」ご説明申し上げます。</p> <p>進行番号 1 鴻巣市すみれ野〇〇番地〇〇 相続人の〇〇 〇〇さんが被相続人である〇〇 〇〇さんから相続した矢場〇丁目〇〇〇番〇、地目：田、2 4 8 m<sup>2</sup>外 3 筆、計 1, 9 2 7 m<sup>2</sup>について、租税特別措置法第</p>
--	---	--

報告事項		<p>70条の6の規定に基づき、「相続税の納税猶予制度の適用を受けるための証明願」が提出されたものでございます。</p> <p>相続人が農地を相続して農業を営む場合は、農業経営を継続する限り相続税が免除されるという特例によるもので、相続人が相続税の申告期限までに相続により取得した農地について農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることが証明の要件となっております。</p> <p>事務局において、申請地の耕作状況を調査するとともに、農地基本台帳を参考に農業経営の調査を行った結果、証明相当であると判断し、御提案するものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の最後、13ページをお願いいたします。矢場一丁目及び大字谷郷地内のご覧の市街化区域内の農地でございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第5号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第5号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第5号は承認することといたします。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p>
	主任	<p>議案書3ページをお願いいたします。</p> <p>(1)及び(2)につきましては、市街化区域内における転用でございます。</p> <p>市街化区域内における転用行為は届出の手續きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。</p> <p>本件は、2件の届出があり、転用目的は、長屋住宅敷地、自己用住宅でございます。</p> <p>添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。</p> <p>本件は、3件の届出があり、転用目的は、長屋住宅敷地、住宅の敷地拡張でございます。</p> <p>添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>続いて、議案書4ページをお願いいたします。</p>

6 その他	議長	<p>(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。</p> <p>本件は、70件の届出があり、利用権等により農地の貸し借りを解約した場合に農業委員会に対し、通知するものでございます。</p> <p>合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>今回、中間管理による集積をお願いした結果、協力が得られた形でございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
7 閉会	事務局長 主任  事務局長 農政課主任 環境経済部長 事務局長	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農地利用最適化活動活性化研修会」の出欠について</li> <li>・農地パトロールの日程調整について</li> <li>・令和4年度視察研修について（中止に決定）</li> <li>・令和4年度農業用支線用排水路浚渫事業に伴う申請書の取りまとめについて</li> <li>・田んぼダム事業について</li> </ul> <p>以上をもちまして、第26回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(17:05)</p>

と  
認  
め  
た  
事  
項  
と  
そ  
の  
他  
特  
に  
重  
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....